

フリースクール等におけるカリキュラム編成の現状把握：
「カリキュラムマネジメント」ならびに「特別の教育課程」の議論に向けた予備的考察

藤 根 雅 之

美作大学・美作大学短期大学部紀要（通巻第66号抜刷）

フリースクール等におけるカリキュラム編成の現状把握： 「カリキュラムマネジメント」ならびに「特別の教育課程」の議論に向けた予備的考察

Current Status of Curriculum Organization in Free School

藤根 雅之

キーワード：フリースクール、カリキュラム編成、カリキュラムマネジメント、特別の教育課程

はじめに

本稿の目的は、フリースクール等のカリキュラム編成の現状を把握し、「特別の教育課程」の議論と「カリキュラム・マネジメント」の議論、ならびにフリースクール等のカリキュラム編成についての今後の議論に補助線を引くことを試みることである。

フリースクール等の活動をカリキュラム編成の観点から分析するのは、子どもたちの多様性に応じるという課題を議論する上で重要だと考えるためである。子どもたちの多様性に応じるということについて、金井(2019)は「カリキュラムの公共性」の観点から考察を加え、子どもたちの多様性や目の前の子どもについての正確な理解や認識が重要であると述べている。そして「多様性への対応は、教師が個別に行うにせよ、学校が組織として行うにせよ、学校の置かれた地域性、学校に在籍する子どもたちや教師集団の構成、保護者のありようなどによって、何をどこまでできるかは異なってくる」(金井 2019 p.228)と指摘し、学校現場でのカリキュラムづくりの重要性を述べている。金井の議論は、「学校」における、家庭の階層的要素、文化的背景、セクシュアリティについて「マイノリティ」とみなされる子どもについてのことである。筆者は、この議論は、フリースクール等の学校外の活動に関わる不登校の子どもたちについての議論においても重要であると考え、日本国内の「フリースクール」と称する/称される活動は、既存の学校教育制度の外

部ないし周辺部で、主に不登校の子どもたちの学びや生活を支える実践を展開してきた⁽¹⁾。不登校児童生徒への支援として着目される学校外の多様な教育機会についても、カリキュラム編成の観点から議論をすることが求められていると指摘したい。

この問題関心に基づき、以下、「カリキュラム・マネジメント」ならびに「特別の教育課程」の概念を整理し、本稿の目的を定める。その上で、全国のフリースクール等への計量調査の結果をカリキュラムの観点から分析する。

問題設定

1. 「カリキュラム・マネジメント」

現在日本においては、文部科学省の「告示」である『学習指導要領』が教育課程の基準となっている。その基準は大綱的に定められたものとされており(文部科学省 2017a:15)、教育課程の編成の主体は各学校である。各学校が主体となる教育課程の編成の議論において、強調されている概念が「カリキュラム・マネジメント」である。『学習指導要領』(平成29(2017)年告示)において「カリキュラム・マネジメント」は、児童・学校・地域の実態把握、教科横断的な視点、教育課程の実施状況の評価と改善、人的・物的な体制の確保、といった側面の重要性を強調する概念とされている(文部科学省2017a:18)。

また、この『学習指導要領』(平成29(2017)年告示)

の改定の元となった中央教育審議会の答申「幼稚園、小学校、中学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」では、「社会に開かれた教育課程」の理念のもと、「PDCAサイクルを確立すること」（中央教委審議会 2016:24）の必要性が述べられている。

これら「カリキュラム・マネジメント」の議論から、各学校現場においては、児童生徒の状況を把握し、カリキュラムの計画・実施・評価・改善を行っていくことが必要とされているとわかる。この議論は、様々な背景からなる不登校の子どもたちへの教育を受ける権利の保障においても重要であると言えよう。「カリキュラム・マネジメント」の観点から、鈴木（2018）は「適応指導教室」（教育支援センター）での不登校児童生徒を対象としたカリキュラムを分析している。そこで明らかにされたことは、「集団生活への適応を図りながら学校への復帰を目指す支援および指導を目的」（鈴木 2018:59）とする施設において、不登校児童生徒の抱える課題は多様かつ状況によって変化するため、短期間でPDCAサイクルを回すことが、「社会的自立」という長期的目標の達成にむけて重要であるということである。

鈴木（2018）が分析対象とした支援は、不登校児の「学校復帰」を目標とした活動である。それに対し、『小学校学習指導要領（平成29年告知）解説総則編』では、「不登校児童への配慮」の一つとして「登校という結果のみを目標とするのではなく、児童や保護者の意思を十分に尊重しつつ、児童が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要がある」（文部科学省 2017b:118）と記されている。すなわち、従来の学校で教育を受けられるようになることを前提とした不登校支援とは異なる教育活動に着目する必要性、そしてそれを担う学校外の教育活動をカリキュラムの視点から捉える余地が残されていることが指摘できる。

2. 「特別の教育課程」

『学習指導要領』が教育課程の基準となっているが、

学校教育法施行規則を中心として、様々なニーズを有する学習者を対象とした教育課程上における配慮についての事柄が定められている。渡部（2019）は、教育課程上の配慮や支援について、障害のある者が対象となる「特別支援教育」と、障害によらない「特別の教育課程」とに整理している。本稿が考察の対象にするのは後者である。「特別の教育課程」は、学校教育法施行規則によって定められており、「不登校児」を対象する第56条、「帰国子女」ならびに「外国人児童生徒」を対象とする第56条の2、「学齢超過者」を対象とする第56条の4がそれにあたる。小学校ならびに中学校の『学習指導要領』（平成29（2017）年告知）の「総則」においても、上記の者を対象とした「特別な配慮を必要とする児童（生徒）への指導」が定められている（「学齢超過者」については『中学校学習指導要領』のみ）。

本稿が考察の対象とするのは、これらの中でも「不登校児」を対象としたものである。学校教育施行規則第56条が定める「不登校児」を対象とする「特別の教育課程」は、「不登校特例校」の教育課程を指している。「不登校特例校」のカリキュラムについては、王（2013）や後藤（2014）の分析がある。どちらも、「不登校特例校」の教育課程の特徴として、授業時数が標準時数よりも削減されていることと、体験学習やコミュニケーション活動が重視されていることの2点をあげている。

これら王（2013）や後藤（2014）による研究は、「不登校特例校」に限られた知見である。しかしながら、日本における不登校に関わる教育・学習の課題についての議論やその課題への対応は「不登校特例校」に限られるものではなく、フリースクール等の民間・市民団体の活動が一定の役割を果たしてきた（朝倉 1995 など）。2016年12月に公布された「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（通称「教育機会確保法」）第12、13条ならびに、文部科学省が2017年3月に策定した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」においては、不登校児童生徒の教育機会の確保に向けた学校以外の「民間の団体」との

連携の必要性が記されている。

フリースクール等は国による基準に定められた活動を行っていない。むしろだからこそ様々な学習者に応じられてきたともいえる。そのため、「教育課程」や「カリキュラム」といった観点からの研究が難しいといえよう。しかしながら、フリースクール等へのカリキュラム編成の観点からの議論は試みる価値はあると考える。

3. 本稿の目的

以上より本稿は、フリースクール等の活動を筆者がこれまで行った計量調査の結果から検討し、カリキュラム編成の観点から考察を加え、これからの議論の補助線を引くことを試みる。

調査概要

本稿が分析に用いるのは、2つの調査で得られたものである。1つは、2015年に全国のオルタナティブスクールを対象に、活動の実態把握を目的に行ったアンケート調査である。もう1つは、2018年に全国のオルタナティブスクールを対象に、学校や教育行政との連携状況の把握を目的に行ったアンケート調査である。

1. 2015年調査

調査の対象は、ネットワーク団体、webサイト、書籍から得られた情報より作成したリストをもとに、全国のオルタナティブスクール650校とした⁽²⁾。郵送自記式のアンケートにより、活動・運営について詳しく把握している人に回答を依頼した。主な質問内容は、場の概要、スタッフに関すること、利用者に関すること、活動内容、活動・運営の理念・方針、財政状況である。調査の時期は2015年5月～9月、有効回答数は216である。

2. 2018年調査

2015年調査と同じく、ネットワーク団体、webサイト、書籍から得られた情報よりリストを作成した⁽³⁾。調査の目的が異なるため、2015年調査と比べて対象を絞り、全国のオルタナティブスクール511校を調査対

象とした。調査の形式は2015年調査と同じく、郵送自記式の質問紙によって活動・運営について詳しく把握している人に回答を依頼した。主な質問内容は、活動の概要、スタッフの状況、利用者の状況、義務教育年齢の利用者の在籍校との関係、「学校復帰」や「進学」に対する活動のスタンス、活動内容の学習指導要領への対応の状況、行政との連携の状況である。調査の時期は2018年6月下旬～7月、有効回答数は126である。

3. 本稿の分析が使用するデータの範囲

本稿が分析に用いるデータは、上述の2つの調査で得られた回答のうち、活動のタイプを「フリースクール」あるいは「居場所」⁽⁴⁾と回答したケースである。ケース数は、2015年調査が109（「フリースクール」=86、「居場所」=23）、2018年調査が93（「フリースクール」=72、「居場所」=21）である。両方の調査に回答していると確認されたケースは33（「フリースクール」=22、「居場所」=11）である⁽⁵⁾。

それぞれの調査において質問項目が異なるので、以降の分析において、分析に用いるデータがどちらのものなのかは、適時明記する。

結果

まず、得られたデータの性格を把握するために、活動の状況を概観する。次に、カリキュラム編成に関する回答の結果を見る。

1. 活動の状況

所在地の人口規模 市区町村の人口ごとのフリースクール等が確認された度数分布を表すヒストグラムを示す（図1）。ビンの幅は50,000である。地方公共団体の区分として用いられる人口の基準となる値に縦の点線を引いている。点線が差すのは、左から「市」の要件の50,000、「中核市」の基準の200,000、「政令指定都市」の基準の500,000である。地方公共団体の区分を基準にフリースクール等の確認された数をクロス表で表したのが表1である。両調査の結果とも、町村といった人口規模が小さい所よりも、人口規模がある程

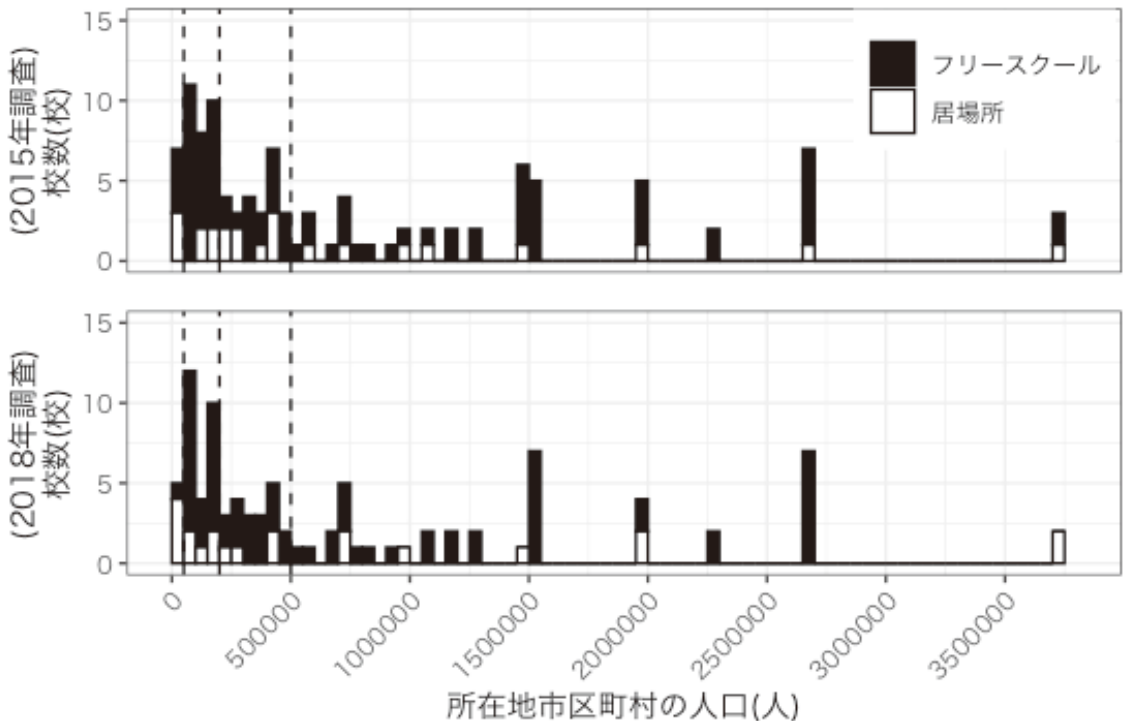


図1 所在市区町村の人口ごとのフリースクール等の件数

表1 人口区分ごとのフリースクール等の件数（行％）

		町村	市	中核市	政令指定都市	合計
2015年調査	フリースクール	4 (4.7%)	25 (29.1%)	16 (18.6%)	41 (47.7%)	86 (100.0%)
	居場所	3 (13.0%)	4 (17.4%)	8 (34.8%)	8 (34.8%)	23 (100.0%)
	合計	7 (6.4%)	29 (26.6%)	24 (22.0%)	49 (45.0%)	109 (100.0%)
2018年調査	フリースクール	1 (1.4%)	21 (29.2%)	16 (22.2%)	34 (47.2%)	72 (100.0%)
	居場所	4 (19.0%)	5 (23.8%)	4 (19.0%)	8 (38.1%)	21 (100.0%)
	合計	5 (5.4%)	26 (28.0%)	20 (21.5%)	42 (45.2%)	93 (100.0%)

度大きい都市部への分布の偏りがあることがわかる。

利用者数とスタッフ数を、所在地の人口規模ごとに分け、フリースクールと居場所のそれぞれについて散布図としてプロットしたのが図2（2015年調査）と図3（2018年調査）である。

両調査の結果とも、活動の規模の傾向として、利用者が100人を超えるところは少なく、多くは25人以下となっていること、スタッフも20人を超えるところは少なく、多くは10人以下となっていることがわかる。

また、町村と中核市レベルの自治体を所在地とするフリースクール等は、市や政令指定都市レベルの自治体を所在地とするところよりも規模が小さい傾向にあることがわかる。

2. カリキュラム編成

次に、カリキュラム編成に関する結果を示す。ここでは2点に着目する。1点目は活動の決定プロセスに誰が参加権を有しているのかについて、2点目は学校

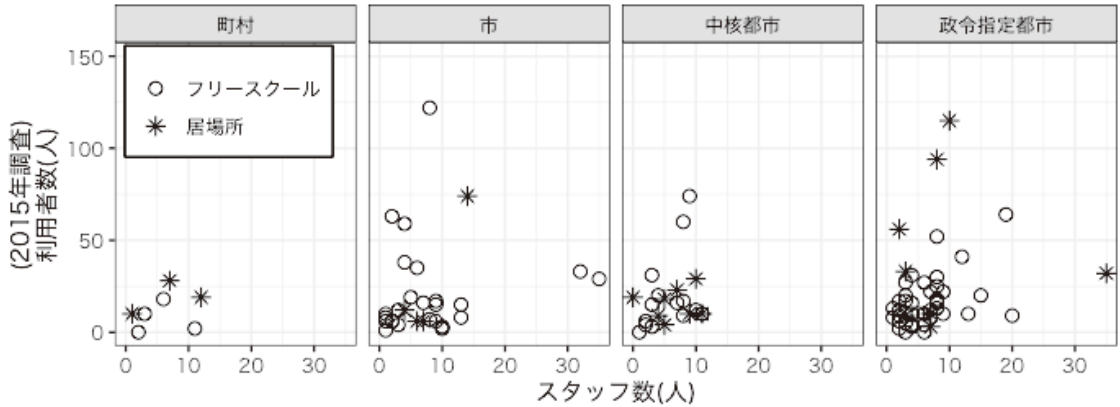


図2 所在市区町村の人口規模ごとの利用者数とスタッフ数（2015年調査）

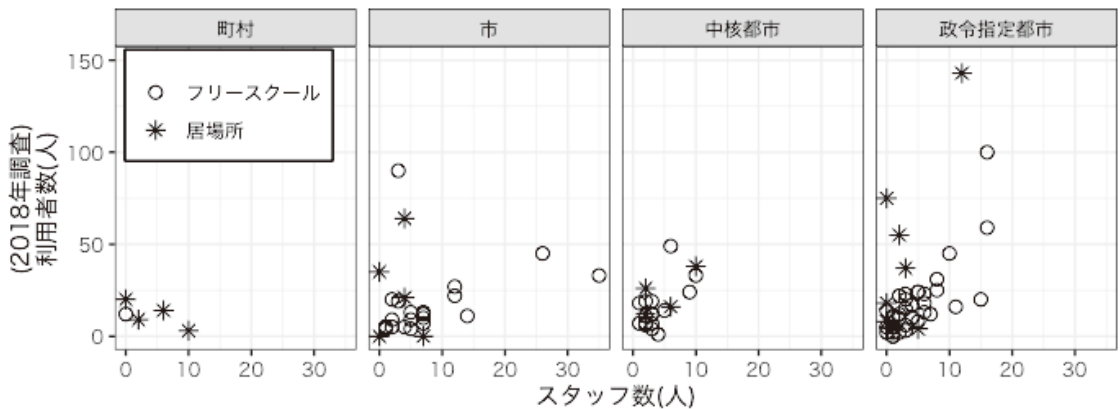


図3 所在市区町村の人口規模ごとの利用者数とスタッフ数（2018年調査）

教育法施行規則並びに学習指導要領に定められる教科に関する実施状況についてである。

活動の決定プロセスへの参加権 まず、カリキュラム編成の主体についての変数として、「意思決定の機会」についてたずねた項目の結果を示す。

図4で示しているのは、2015年調査における、「授業や学びのプログラムの選択や作成」について、「利用者」「保護者」「スタッフ」「団体の代表者」「外部協力者」それぞれがその決定に参加する権利を有しているかの結果である。「あり」と答えた校数と「なし」と答えた校数をそれぞれ示す。結果から、スタッフがカリキュラム編成の中心となっていることがわかる。一方、保護者や外部協力者の参加はあまり行われていないことがわかる。利用者と代表者に関しては、カリ

キュラム編成に参加する機会があるところとないところに分かれていることがわかる。

図5は、「イベントや行事の企画」について、上記と同じく参加権を有する立場についての結果である。それぞれの立場による参加権の有無の傾向は、「授業や学びのプログラムの選択や作成」と同様である。その上で、「利用者」「保護者」「代表者」の参加権があるフリースクール等が、「授業や学びのプログラムの選択や作成」に関してよりも多いことがわかる。

図6は、「活動上のルールに制定・改定」に関してについての結果である。「授業や学びのプログラムの選択や作成」と比較すると、「利用者」の参加権があるフリースクール等の割合が小さいこと、「代表者」の参加権があるフリースクール等の割合が大きいこと

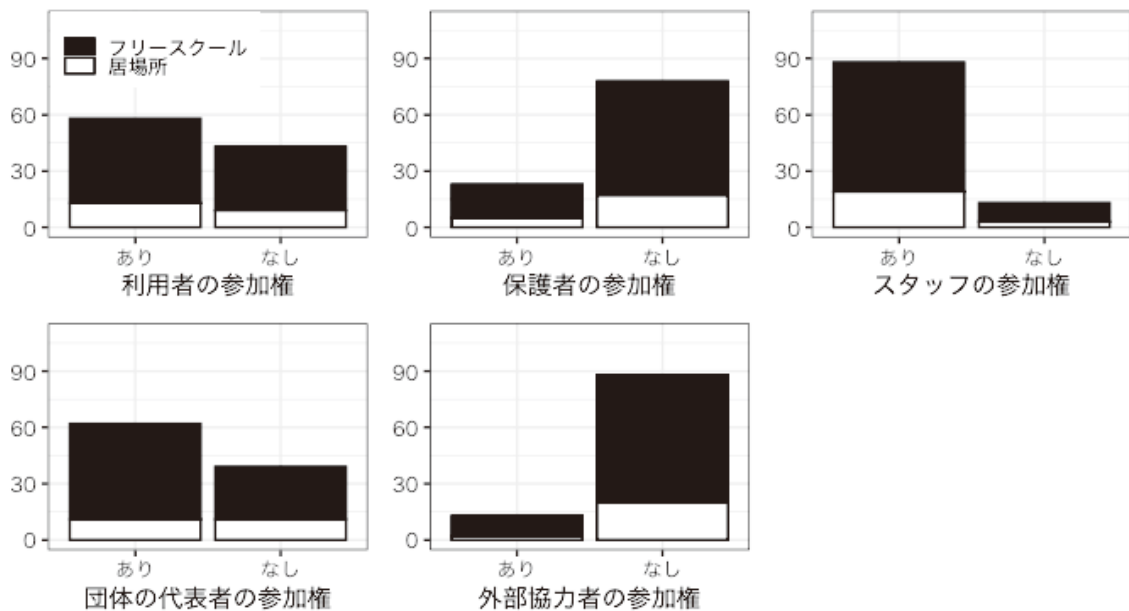


図4 「授業や学びのプログラムの選択や作成」に関する意思決定への参加権の有無

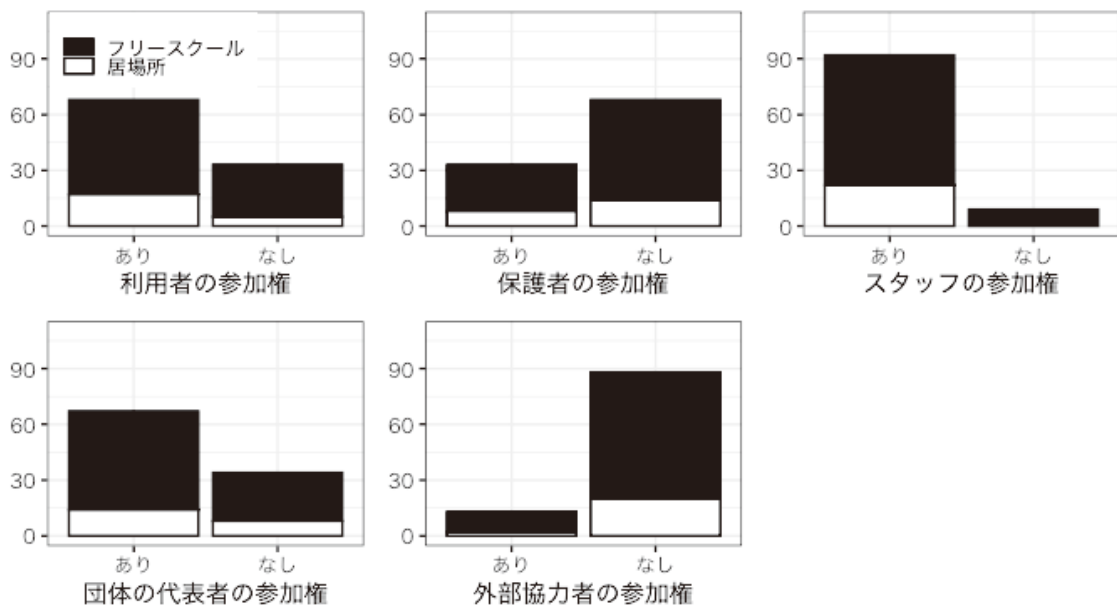


図5 「イベントや行事の企画」に関する意思決定への参加権の有無

がわかる。

学習指導要領との対応関係 次に、フリースクール等での活動について、『学習指導要領』⁽⁶⁾で定められる小学校ならびに中学校の教科ごとに、対応状況をた

ずねた結果を示す(図7)⁽⁷⁾。質問紙は、各教科ごとに、「1. 学習指導要領に従った内容を、時間割を組んで実施した」「2. 学習指導要領に従った内容を、利用者ごとに個別の指導計画を作成し実施した」「3.

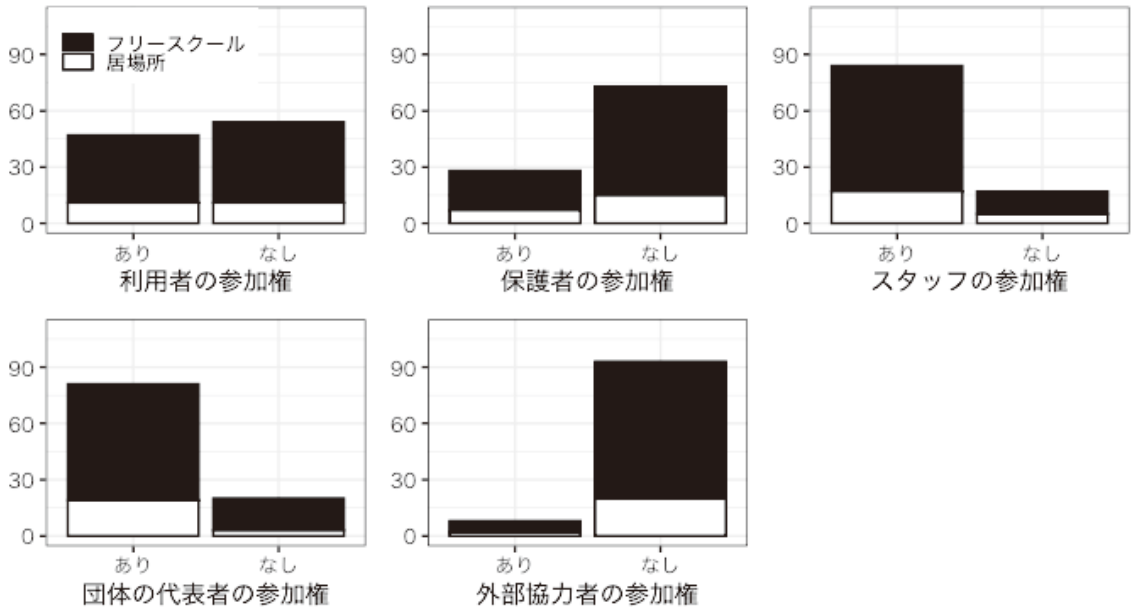


図6 「活動上のルール の 制定・改定」に関する意思決定への参加権の有無

学習指導要領に従った内容を、利用者の希望に応じて柔軟に対応した」「4. 学習指導要領に従わず独自の内容を、時間割を組んで実施した」「5. 学習指導要領に従わず独自の内容を、利用者ごとに個別の指導計画を作成し実施した」「6. 学習指導要領に従わず独自の内容を、利用者の希望に応じて柔軟に対応した」の6項目を、複数回答で設計した。

得られた回答結果を以下の形でコーディングした。

図7は、その度数分布である。

- 1あるいは2のどちらかに丸をつけた場合
→「学習指導要領に従った時間割・計画を立てて行った」
- 1あるいは2のどちらにも丸をつけず3に丸をつけた場合
→「学習指導要領に従った内容を利用者の希望に応じて行った」
- 1～3のどれにも丸をつけず4あるいは5のどちらかに丸をつけた場合
→「独自の内容を時間割・計画を立てて行った」
- 1～5のどれにも丸をつけず6に丸をつけた場合
→「独自の内容を利用者の希望に応じて行った」

- 1～6全てに丸がつかない場合

→「行っていない」

得られた結果から明らかなのは、国語、社会、算数数学、理科、外国語（英語）といった、一般的に「5教科」や「主要教科」と呼ばれる教科については、「学習指導要領に従った時間割・計画を立てて行った」がそれぞれ10校以上あり、それら以外の教科よりも計画を立てた形で学習指導要領に従った教育・学習活動が行われていることがわかる。また同じく、「学習指導要領に従った内容を利用者の希望に応じて行った」も、「5教科」がそれら以外の教科に比べて多い。また、全ての教科に関して、「学習指導要領に従った時間割・計画を立てて行った」よりも「学習指導要領に従った内容を利用者の希望に応じて行った」回答の方が多い。

一方で、学習指導要領によらない「独自の内容」に関して見ると、すべての教科において「独自の内容を時間割・計画を立てて行った」と回答したフリースクール等が少ない（保健体育は10未満、それ以外は5未満）。また、「独自の内容を利用者の希望に応じて行った」は、教科間の大きな違いは表れておらず、外国語（英語以外）を除くすべての教科が20以上のフリース

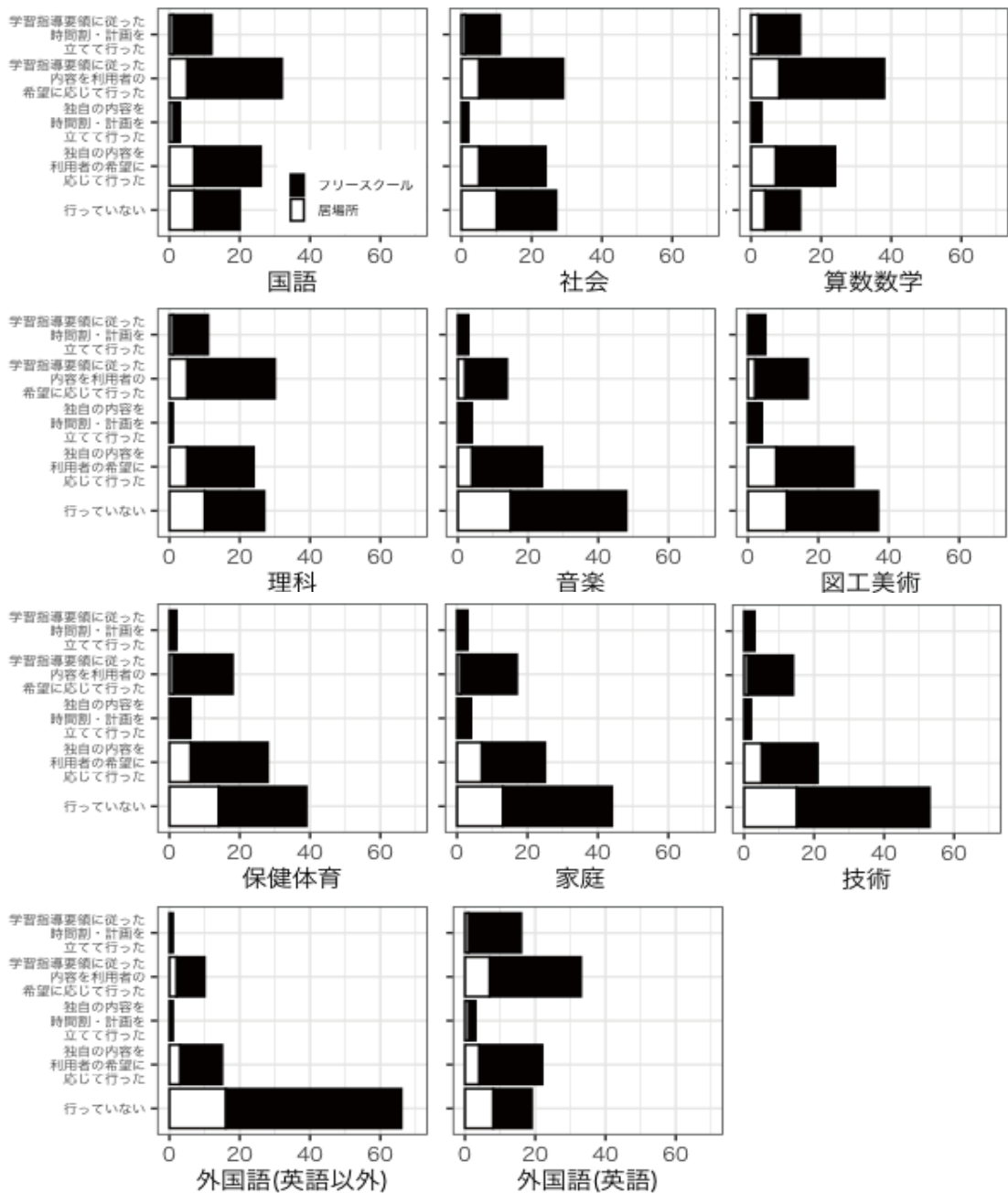


図7 教科ごとの学習指導要領についての対応状況

クール等で行われている。

「学習指導要領に従った内容を利用者の希望に応じて行った」と「独自の内容を利用者の希望に応じて行った」を各教科ごとに比較すると、「5教科」と呼

ばれる教科に関しては「学習指導要領に従った内容を利用者の希望に応じて行った」の方が多く、それ以外の教科に関しては「独自の内容を利用者の希望に応じて行った」の方が高いことがわかる。

教科に関する活動について「行っていない」と回答したケースを見ると、「音楽」「図工美術」「保健体育」「家庭」「技術」「外国語（英語以外）」がそれぞれ30よりも大きな値をとっており、「5教科」と呼ばれる教科よりも行われていない傾向にあることがわかる。

考察と結論

限られたデータではあるが、得られた結果より考察を加える。まず着目できるのは、学習活動の選択や作成、行事・イベントの企画についての意思決定に、利用者の参加権があるフリースクール等が半数以上となっている点である。これらに関して決定するという活動は、カリキュラム編成の一要素であるといえよう。その意思決定プロセスの詳細は明らかにはできないが、不登校の子どもに依る活動においても、利用者もそこに意見を表明できる仕組みがある程度位置づいていることが指摘できる。またこれは、ニーズに応じるという観点からも重要であるが、「デモクラティック」に学びを作り上げるといって、カリキュラム編成の議論に大きな示唆を与えうるポテンシャルを有しているともいえよう。

しかしながらその一方で、「ルールの制定・改正」については、利用者が決定プロセスへの参加権を有するフリースクール等が半数を切っている。「カリキュラムの編成」をどのレベルまで射程に入れて考えるかによるのであるが、「デモクラティック」な学びとしてフリースクール等の活動をとらえる上で、注意が必要なことも指摘できる。

次に着目できるのは、「5教科」と一般的に呼ばれる教科の方が、それ以外の教科よりも実施される傾向にあった点である。不登校特例校のカリキュラムの分析や（王 2013、後藤 2014）、適応指導教室（教育センター）のカリキュラムの分析は（鈴木 2018）、不登校児童生徒を対象としたカリキュラムにおいて「体験活動の重視」が重要とされていると指摘している。しかし、フリースクール等のカリキュラムを分析してみると、「教科」の分類においては（⁸）、「基礎学力」と呼ばれる内容や「進学」に向けて必要とされ

る学力形成を意識してカリキュラム編成が行われていると指摘できる。不登校児童生徒のニーズに応じたカリキュラム編成を考えるにあたって、「体験活動の重視」がどれだけ妥当なのかは、その前提を注意して考え直す必要があるだろう。

その上でさらに、利用者の希望に応じた活動について着目すると、「5教科」以外の教科は「5教科」と比べて、学習指導要領に従った内容よりも独自の内容を行っている傾向があった。すなわち裏を返せば、国による教育課程の基準が法的に定められていないフリースクール等においても、「5教科」と呼ばれるような特に「基礎学力」や「進学」を意識した活動についてはそれ以外の活動よりも、学習指導要領といった基準を意識して活動が行われる・行わざるを得ない傾向にあることが指摘できる。

本稿の分析ならびに考察は、限られたデータにより、かつ十分な分析の枠組みが確立していない内容と対象を論じたものであるため、あくまで試論的な位置付けとなることは否めない。しかしながら、その課題を踏まえながら、本稿は今後の調査や検証を進めていく上での議論の補助線を引くことを試みた。今後、より実証的な検証に耐えうる調査設定や議論の発展に向けて研究を進めていきたい。

注

- (1) 「フリースクール」という言葉は、何か明確な定義を持たず、時に恣意的に使われてきたことが指摘されているが（田中 2016）、本稿では「教育機会確保法」の議論において想定されている、不登校児童生徒への支援を主に行う諸活動を指す言葉として用いる。
- (2) 2015年調査の調査対象選定ならびに調査内容の詳細は、藤根・橋本（2016: 90-91）を参照されたい。当該調査は、JSP科研（課題番号24531209）の一部として行われた。
- (3) 2018年調査の調査対象選定ならびに調査内容の詳細は、藤根（2019: 73）を参照されたい。当該調査は、JSP科研（課題番号17H06831）の一部とし

て行われた。

- (4) 2015年調査において、「居場所」の選択肢は設定していなかったが、「その他」を選択しその内容を自由記述で回答された結果から、「居場所」活動と判断されるものを「居場所」として再カテゴリーした。
- (5) 2015年調査と2018年調査両方に回答したことが確認できた団体のうち、活動のタイプの自己定義が変わっているケースについては、2018年調査の回答における活動タイプの自己定義を用いる。
- (6) 調査時点の基準となっていた2008（平成20）年改訂の『学習指導要領』の教科に基づく。
- (7) 教育内容に監査等が入っているわけではないので、厳密な意味で対応できているかの確証はなく、あくまで回答者である実践者の自己認識の結果である。
- (8) 「特別活動」や「総合的な学習の時間」といった教科以外の活動について質問していないため、ここでの考察はあくまで「教科」の分類内でのことだと限定した上でのものである。

引用文献

- 朝倉景樹, 1995, 『登校拒否のエスノグラフィー』彩流社.
- 中央教育審議会, 2016, 「幼稚園, 小学校, 中学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について (答申)」.
- 藤根雅之, 2019, 「オルタナティブスクール・フリースクールと学校教育の連携—現状把握と活動状況との関連の分析—」『教育科学セミナー』50:71-84.
- 藤根雅之・橋本あかね, 2016, 「オルタナティブスクールの現場と課題—全国レベルの質問し調査に基づく分析から—」『大阪大学教育学年報』21:89-100.
- 後藤武俊, 2014, 「オルタナティブな教育機関に関する政策動向とカリキュラム開発の現状—不登校児童生徒を対象とする教育課程特例校に注目して—」『琉球大学生涯学習教育研究センター研究紀要』8:41-51.

- 金井香里, 2019, 「子どもたちの多様性と学校での学びの経験」金井香里・佐藤英二・岩田一正・高井良健一『子どもと教師のためのカリキュラム論』成文堂:203-232.
- 文部科学省, 2017a, 「小学校学習指導要領 (平成29年告示)」.
- 文部科学省, 2017b, 「小学校学習指導要領 (平成29年告示) 解説総則編」.
- 鈴木麻里子, 2018, 「不登校児童生徒を対象としたカリキュラム・マネジメント—龍ヶ崎市教育センター適応指導教室の事例から—」『社会学部論業』29(1):51-63.
- 田中佑弥, 2016, 「日本における「フリースクール」概念に関する考察:意識としての「フリースクール」とその濫用」『臨床教育学論集』8:23-39.
- 王美玲, 2013, 「フリースクールの転換と不登校特区のカリキュラム」『やまぐち地域社会研究』11:15-26.
- 渡部昭男, 2019, 「特別の支援および指導の拡がり—学校教育法等の改正・学習指導要領の改訂にそくして—」『教育科学論集』22:31-36.